

掘り込み車庫における都市計画法第 53 条第 1 項の許可に関する運用基準

(目的)

第 1 条 この運用基準は、「都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱」第 3 条第 2 項第 1 号に定める基準について定める。

(用語の定義)

第 2 条 この運用基準において「掘り込み車庫」とは、敷地の一部を掘り込むことによって、車庫の上部床版と敷地表面又は上部建築物の基礎下端との間に土被りがある地下車庫をいう。

(許可基準)

第 3 条 次の各号に該当するものについて許可することができる。

(1) 都市計画道路及び都市計画公園の区域のうち、次のいずれかに該当する区域を除く。

- イ 道路法、都市公園法等による事業中の区域
- ロ 都市計画法第 55 条による事業予定地

(2) 敷地が次に掲げる要件に該当するもの

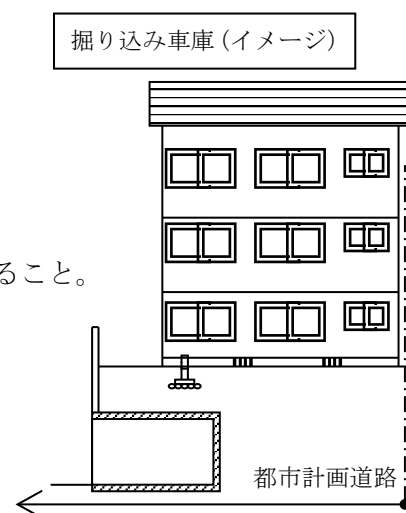
- イ 現況接道と敷地との間に高低差があり、かつ、他に接道がなく、物理的に掘り込み車庫しか作ることができないこと。
- ロ 掘り込み車庫とその接道との間に著しい高低差がないこと。
- ハ 掘り込み車庫部分を都市計画道路及び都市計画公園の区域から外すことが困難であること。

(3) 掘り込み車庫の構造等が次に掲げる要件に該当するもの

- イ 掘り込み車庫と掘り込み車庫の上の建築物が一体の構造となっていないこと。
- ロ 原則として、普通自動車 1 台分の広さ以内であること。
- ハ 自家用の自動車、もしくは自転車等の車庫以外の用途に転用しないこと。

(4) 掘り込み車庫上部の建築物が次に掲げる要件に該当するもの

- イ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- ロ 階数が 3 以下、高さ 12 メートル以下、かつ、地階を有しない建築物であること。
ただし、市長が円滑な都市計画事業を施行する上で支障を及ぼすおそれがあると指定した区域においては、階数を 2 以下とする。
- ハ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造
その他これらに類する構造である建築物であること。
- ニ 建築物が都市計画施設の内外にわたる場合は、
将来において、都市計画施設の区域内の部分を機能上、
構造上分離することができるよう設計上の配慮がされていること。



附 則
(施行期日)
この基準は、昭和 63 年 12 月 23 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この基準は、平成 2 年 4 月 9 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この基準は、平成 9 年 1 月 21 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この基準は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この基準は、平成 15 年 9 月 12 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この基準は、平成 21 年 9 月 30 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この基準は、令和元年 11 月 1 日から施行する。